

表1 対抗措置リストに掲載された個人および組織以外の対象主体(第5条)

1	対抗リストに含まれる個人の配偶者および直系親族
2	対抗リストに含まれる組織の上級管理職もしくはその組織を実質的に支配している者
3	対抗リストに含まれる個人が上級管理職に就いている組織
4	対抗リストに含まれる個人と組織が実質的に支配している、もしくは設立や運営に関与している組織

(出所) 中国人大網

表2 対抗措置の内容(第6条)

1	ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取り消しもしくは国外追放
2	中国内の動産、不動産およびその他各種の財産の差し押さえ、押収、凍結
3	中国内の組織および個人との関連取引および協力等の活動の禁止もしくは制限
4	その他の必要な措置

(出所) 中国人大網